3　清算人の任期は、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。

管財人は、必要のある時はいつでも、裁判所の許可を得て、清算人を、増員、解任又は補充することができる。

増員又は補充された清算人の任期も、更生会社について清算が結了し清算結了の登記が完了する時までとする。

第７章　弁済資金の調達方法等

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、営業収益金、資産の譲渡代金などにより調達する。

第２節　予想超過収益金の使途

予想を超過する収益金が生じた場合には、更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除し、更に、余剰のある場合は、当該余剰金を弁済資金として、追加弁済を行う。

第８章　共益債権とその弁済方法

更生手続開始決定の日から基準日（平成21年12月31日）までに支払った共益債権は、総額4,632千円である（別表６）。

基準日における未払共益債権は、金7,983千円である（別表６）。

前記未払共益債権及び平成22年１月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、資産の譲渡代金などをもって随時支払う。

第９章　争いの落着しない権利に関する措置

更生会社における争いの落着しない権利については、更生手続終結までは管財人もしくは管財人の指定する代理人弁護士において和解または訴訟を遂行し、和解または調停の受諾を必要とするに至ったときは、裁判所の許可を得て行うこととし、更生手続終結後は更生会社において各々適正妥当な解決を図ることとする。

第10章　その他の事項

会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１から13まで添付省略

東京地方裁判所民事第８部

## 小規模個人再生による再生手続開始

**平成２２年（再イ）第１３号**

佐賀県伊万里市蓮池町128番地

再生債務者　内田　忠己

1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月27日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月10日から平成22年８月17日まで

佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（再イ）第９７号**

仙台市泉区黒松１丁目21番20号

再生債務者　今井　直之

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月12日から平成22年８月26日まで

仙台地方裁判所第４民事部

**平成２２年（再イ）第８４４号**

神奈川県海老名市大谷南３―16―20

再生債務者　小田　潤也

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月12日から平成22年９月２日まで

東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（再イ）第８６１号**

千葉県松戸市東平賀523―１―Ⅱ―102

再生債務者　小松　道代

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月12日から平成22年９月２日まで

東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（再イ）第９号**

新潟県三条市東三条１丁目21番14―５号

再生債務者　天野　新悟

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月12日から平成22年９月２日まで

新潟地方裁判所三条支部

**平成２２年（再イ）第３７７号**

大阪市東住吉区南田辺５丁目29番２号

再生債務者　小瀬　貴司

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月２日から平成22年８月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（再イ）第５７９号**

大阪市東住吉区南田辺５丁目29番２号

再生債務者　小瀬　茂臣

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月２日から平成22年８月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（再イ）第５８５号**

大阪市天王寺区生玉前町４番４―705号

再生債務者　國松　　豊

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月２日から平成22年８月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（再ロ）第４８号**

大阪府摂津市正雀４丁目14番27号

再生債務者　土居　大助

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月２日から平成22年８月16日まで

大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（再イ）第７８号**

大阪府和泉市伯太町５丁目１番28号

再生債務者　札場こと　札塲　伸介

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月５日から平成22年８月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**平成２２年（再イ）第７９号**

大阪府和泉市伯太町５丁目１番28号

再生債務者　札場こと　小名川　節

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月５日から平成22年８月19日まで

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

**平成２２年（再イ）第４７号**

広島市安佐北区小河原町1400番地の９

再生債務者　槇田　孝司

1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月29日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月５日から平成22年８月19日まで

広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（再イ）第５１号**

北海道北斗市茂辺地３丁目４番７号

再生債務者　田村　陽子

1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年９月２日まで

函館地方裁判所

**平成２２年（再イ）第５２号**

北海道北斗市茂辺地３丁目４番７号

再生債務者　田村　克博

1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時

2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月30日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月13日から平成22年９月２日まで

函館地方裁判所